

平成 2 4 年 第 7 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 4 年 5 月 7 日 (月) 開 催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成24年 第7回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年5月7日(月)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

1番 藤村紀章	3番 野中秀人
4番 三浦猛	5番 糸井淳
6番 倉橋重基	7番 新山昌樹
8番 大山久雄	9番 鈴木八寿男
10番 藤川栄	11番 黒澤龍己
12番 青柳良成	13番 真崎純孝
14番 高橋政敏	16番 山手善美
17番 石郷岡勇一	18番 千葉惣永
19番 佐藤善栄	21番 田村博美
22番 山本實	23番 佐藤孝典
24番 藤村隆清	25番 辻均
26番 沢山純一	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (3人)

2番 佐藤和	15番 門脇博美
20番 藤原由悦	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法施行規則第 3 2 条の規定による届出について
- (3) 農地の転用事実に関する回答書について
- (4) 県農業会議からの要請に対する報告

① 認定農業者制度の見直しに関する意見

② 平成 2 5 年度農林関係税制改正に関する要望

2. 議 事

- (1) 議案第 2 2 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

- (2) 議案第 2 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

- (3) 議案第 2 4 号

農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画に対する意見決定について

- (4) 議案第 2 5 号

下限面積の設定について

- (5) 議案第 2 6 号

農業委員会の適正な事務実施について

- (6) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 田口安業

参事 竹下義博

主任 藤原正輝

主任 小木田満洋

7. 書記

主任 小木田満洋

8. 議事録署名員

13番 真崎純孝

14番 高橋政敏

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成24年第7回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 連休の前半は晴天に恵まれましたが、後半はかなりの荒れ模様でした。

今後の作業に遅れが出ないように田植えを迎えたいところでございます。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に13番真崎委員、14番高橋委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時10分）

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

小木田主任 報告1。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が6件あり、受理した旨通知したことをご報告いたします。届出者、土地の詳細等は資料に記載のとおりでございます。6件全てが相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2。農地法施行規則第32条の規定による届出についてです。農地転用の制限の例外ということで、耕作の事業を行うために必要な農業用施設で200㎡未満のものであれば届出のみでいいということで1件の届出がありました。届出人は〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇223番地。登記簿現況共に畑の455㎡です。隣接農地は無し。農業用施設の目的は農具等物置小屋でございます。施設の概要は、農業用施設用地が455㎡のうち100㎡。農業用施設が木造1階建74.36㎡1棟となっております。配置図をご覧ください。〇〇222番地が〇〇さんの自宅敷地です。西側の〇〇223番地が届出があった土地です。資料2枚目以降は各種図面を載せています。続きまして報告3。農地の転用事実に関する回答書についてです。2件の照会がありました。1件目、4月26日に申請人立ち会いの下、大山委員、藤原委員、佐藤孝典委員と事務局で現地を確認してまいりました。申請人は〇〇地区の〇〇さんです。土地の所在が〇〇360番地8。登記簿地目畑。面積が175㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は住宅が建っていることから非農地と判断されます。転用許可はありません。申請人からの聞き取り内容ですが、約40年前から現在の位置に住宅があり、作物を作付したことは無いとのことでした。2、3ページに位置図、図面

を載せています。国道〇〇号線沿いの土地でございます。聞き取り内容等総合的に判断し、現状回復命令は発しない旨回答しております。続きまして2件目、5月1日に申請人立ち会いのもと新山委員、千葉委員、佐藤善栄委員と事務局で現地を確認しました。申請人は〇〇地区の〇〇さん。土地の所在は〇〇283番地。地目が畑。面積が48㎡です。変更後の地目は宅地となっております。土地の現況は自宅敷地の一部として利用し、パイプ車庫があることから非農地と判断されます。転用許可はありません。申請人からの聞き取り内容は、昭和40年代から自宅敷地の一部として利用し、作物を作付けしたことは無いとのことでした。次のページに位置図を載せています。国道〇〇号線から市道〇〇線に入り1kmほどのところでは、申請地は道路、宅地に囲まれた土地です。これらのことを踏まえ、総合的に判断し現状回復命令は発しない旨回答しております。報告1から3については以上です。

竹下参事

続きまして、報告4に入ります。県農業会議からの要請に対する報告についてです。4月17日に会長、代理、両専門委員長と検討会を開催し内容について協議し、4月18日に農業会議へ提出しております。1件目が認定農業者制度の見直しに関する意見についてです。全国農業会議でパブリックコメントとして意見を求められているものです。認定農業者制度が見直されるということで、当委員会の意見としては、地域が掲げる問題点等を解決するために人農地プランを策定する予定ですが、それに経営体への配慮や経営改善状況へフォローアップ体制の強化を図る計画が盛り込まれており、認定農業者への支援、育成に資するものと考えられるという意見です。そのためには国の農業政策が中長期的視点の基、安定的に施策が展開してほしいという要望でございます。2件目が税制改正に関する要望

です。平成25年度の税制改正と、現在国会で審議されている消費税関係についての要望です。税制改正への要望は平成24年度末で適用期限が切れる登録免許税及び不動産取得税の期限の延長についてです。理由、背景については、利用権設定等促進事業により農地を取得した場合の移転登記の特例措置として千分の八が適用されております。不動産取得税については、三分の一が軽減されています。農業経営規模の拡大を図る観点から継続を要望するものであります。活用実績は記載の通りでございます。期待される効果としては、担い手農家への農用地集積の促進と負担軽減となっております。次に、社会保障、税一体改革に関する問題点と要望についてです。現在5パーセントの消費税を将来的に10パーセントまで引き上げるといふ検討に入るところですが、農業生産資材の価格の高騰が続いている状況下で、更に消費税の引き上げによって仕入れ原価がアップした場合、現況ではその分価格に転嫁できない恐れが生じ、農家自らが負担することが懸念されるということで消費税アップについては反対という内容です。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第22号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成24年5月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第22号について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇67番地。登記簿現況共に田。面積が2,754㎡。合計28筆の34,073㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん69歳。議

受人は〇〇さん46歳。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は後継者へ一括贈与。世帯の稼働人員は6人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇79番地3。登記簿現況共に田。面積が53㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん79歳。譲受人は〇〇地区の〇〇さん50歳。申請事由は相手方の要望により贈与。申請地は以前から〇〇さんが管理していた農地であり、所有権移転の話もまとまっておりましたが、登記が取れておらず今回申請に至ったとのことでした。受入世帯の稼働人員は6人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇472番地1。登記簿現況共に田。面積が837㎡。合計4筆の1,107㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇さん87歳。譲受人が〇〇さん62歳。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は後継者へ一括贈与。世帯の稼働人員は4人中1人が農作業従事となっております。整理番号4番については更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については担当の佐藤和委員が欠席ですので、3条調書を参考に審議していただきたいと思います。整理番号2番については24番藤村委員よりお願いします。

24番藤村 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番について、26番沢山委員よりお願いします。

26番沢山 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第22号については、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第22号については許可することに決定します。 (9時23分)

議長 次に、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年5月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下参事 内容を説明します。農地の所在が〇〇108番地1。登記簿現況共に田。面積が482㎡のうち27.74㎡。権利は使用貸借権の設定です。貸付人は〇〇地区の猪本孝誠さん。事業主は宮城県の株式会社〇〇。転用目的は資材置き場。理由は〇〇地区におけるソフトバンクモバイル株式会社の移動通信のより良いエリア及び通信品質を確保するために実施する無線基地局設置工事の際に利用する資材置き場として一時転用するとなっております。転用期間は許可日より4ヶ月です。詳細については別冊資料を基に説明します。申請地の位置ですが、国道〇〇号線を〇〇庁舎から北へ10kmほど進み、〇〇へ入るところの手前に位置しています。次に事業計画についてです。転用理由はソフトバンクモバイルの移動通信のエリア確保のため。適地として選定した理由は受信範囲を最も確保できる場所ということと、他に適地が無かったということです。事業費は総額50万円。内訳は記載のとおりでございます。資金計画は自己資金での対応となっております。

ります。次に、被害防除計画についてです。周囲の農地、民家、道水路等への土砂の流出、堆積等を生じさせないように緩衝地を設ける計画です。排水計画につきましては、簡易式トイレを設置し汲み取り処理を行う計画です。雨水排水は自然流下となっております。次に、農地復元計画についてです。復元者は事業者と同様で株式会社〇〇。具体的な復元工事の方法は、資材置き場の敷き鉄板等を撤去し、作付可能な状態に復元するとなっております。資料7ページ以降に各種図面を載せています。隣接地につきましては、地権者からの同意をいただいております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を26番沢山委員よりお願いします。
26番沢山 事務局と現地を確認してまいりました。隣接地等問題ないことを確認しました。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第23号については、許可相当とすることにご異議ございませんか。
『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第23号については、許可相当とすることに決定します。 (9時30分)

議長 次に、議案第24号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、私が利害関係者となっておりますので議長を藤村職務代理に交代することにご異議ございませんか。
『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。それでは、藤村職務代理、議長席へどうぞ。
議長交代、会長退席 (9時31分)

議長代理 暫時議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力よろしく
お願いいたします。それでは、議案第24号、整理番号10番を上程しま
す。説明をお願いします。

藤原主任 議案第24号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に
対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づ
き、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を
受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成24年5月7
日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 議案第24号、整理番号10番について説明します。農地の所在が〇〇
12番地1。登記簿現況共に田。面積が3,061㎡。合計13筆の18,
770㎡。利用権再設定の案件でございます。設定するのは〇〇地区の〇
〇さん65歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん29歳。利用目的は
水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり5千円の年額93,8
50円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲
作と穀類となっております。以上です。

議長代理 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、整理番号10番については適正と認めることにご異
議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって、整理番号10番については適正と認める
ことに決定します。ここで議長を交代します。円滑な議事進行に御協力い
ただきありがとうございました。

議長交代（9時34分）

議長 次に、整理番号8番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。8番大山委員お願いします。

8番大山退席（9時34分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号8番について説明します。農地の所在が〇〇93番地1。登記簿現況共に田。面積が290㎡。合計6筆の1,660㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのは〇〇地区の〇〇さん59歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん59歳。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料は10a当たり1万円の年額16,600円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号8番については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって整理番号8番については適正と認めることに決定します。大山委員の復帰をお願いします。

8番大山帰席（9時36分）

議長 次に、整理番号28番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。12番青柳委員お願いします。

12番青柳退席（9時36分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 競り番号28番について説明します。農地の所在が〇〇103番地。登

記簿現況共に田。面積が6,294㎡。合計3筆の14,663㎡。利用権再設定の案件でございます。設定するのは〇〇市の〇〇さん65歳。受けるのは〇〇地区の〇〇さん52歳。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり22千円の年額322,586円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号28番については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって整理番号28番については適正と認めることに決定します。青柳委員の復帰をお願いします。

12番青柳帰席（9時38分）

議長 次に、整理番号8番、10番、28番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 整理番号1番から説明します。農地の所在が〇〇6番地。登記簿現況共に田。面積が1,797㎡。合計5筆の31,083㎡。所有権移転の案件でございます。移転するのは〇〇地区の〇〇さん58歳。受けるのは農業公社を通して有限会社〇〇です。この案件は4月総会で買入協議として審議していただいた案件でございます。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり53万円の総額16,473,990円。移転の時期。支払方法。期限は記載のとおりでございます。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇105番地。登記簿現況共に田。面積が1,938㎡。合

計 2 筆の 2, 0 5 0 m²。所有権移転の案件でございます。移転するのは〇〇地区の〇〇さん 7 2 歳。受けるのは農業公社を通して担い手の〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格は 1 0 a 当たり 4 8 7, 8 0 4 円の総額 1 0 0 万円。移転の時期。支払方法。期限は記載のとおりでございます。続きまして整理番号 3 番。農地の所在が〇〇 1 6 番地 1。登記簿現況共に田。面積が 1, 0 3 8 m²。合計 1 7 筆の 1 3, 1 4 1 m²。所有権移転の案件でございます。移転するのは〇〇地区の〇〇さん 6 4 歳。受けるのは〇〇地区の〇〇さん 5 6 歳。利用目的は水田として。売買価格が 1 0 a 当たり 3 0 4, 3 9 0 円の総額 4 0 0 万円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりでございます。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と野菜となっております。資金は J A 資金を活用する計画です。続きまして整理番号 4 番。農地の所在が〇〇 3 0 1 番地。県有地の掬森牧場になります。登記簿地目牧場。現況地目畑。面積が 2, 9 7 9, 8 2 9 m²のうち 3 0, 0 0 0 m²。利用権設定新規の案件でございます。設定するのは秋田県。受けるのは農協です。平成 2 1 年の農地法改正により農協も農地を自ら耕作できるようになりました。利用目的は水田として。期間は 2 年間。賃借料は 1 0 a 当たり 2 3 0 円の年額 6, 9 0 0 円。備考といたしまして、高原野菜を作付けする予定とのことでした。続きまして整理番号 5 番と 6 番も掬森牧場を借りる案件であり、耕作放棄地対策の補助金を活用し、荒れた農地を再生する案件でございます。借受人が同じですが、期間が違うということで別々の案件としますので、一括で説明します。面積が 2, 9 7 0, 8 2 9 m²のうち 1 7 3, 7 0 0 m²と 1, 2 2 2, 0 0 0 m²。受けるのが農業生産法人〇〇。かなりの面積になりますが、菜の花を作付けする計画であります。経営面積 2 8 h a とありますが、〇〇

町や〇〇市等で菜の花を作付しております。期間は整理番号5番が2年間。6番が3年間となっております。菜の花の作付ということですが、できれば地元農家の方々にも利用していただきたいとのことでした。賃借料は整理番号5番が年額39,951円。6番が281,060円となっております。続きまして整理番号7番。農地の所在が〇〇637番地。登記簿現況共に田。面積が1,974㎡。合計6筆の10,411㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのは〇〇地区の〇〇さん85歳。受けるのは同じく〇〇地区の農業生産法人〇〇。利用目的は水田として。期間は6年間。賃借料は10a当たり1万円の年額104,110円。備考といたしまして、農業生産法人〇〇は認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号9番へ移ります。農地の所在が〇〇757番地。登記簿現況共に田。面積が952㎡。合計4筆の11,003㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのは〇〇地区の〇〇さん74歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん59歳。利用目的は水田として。期間は1年間。賃借料は10a当たり15千円の年額165千円。〇〇さんですが、体調不良ということで今年1年だけ〇〇さんに耕作していただき、体調が良くなりましたら自分で耕作したいとのことでした。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。続きまして整理番号11番に移りますが、11番以降は再設定の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

5番 糸井 5番。

議長 どうぞ。

5 番糸井 整理番号4番から6番についてですが、賃借料が10a当たり230円となっておりまして。これは、面積の多少に関わらず230円なのか。10aのみでも同様の額なのか分かる範囲で教えてください。

藤原主任 面積に関わらず10a当たり230円となっておりまして。市からの情報提供により単価を決めるということでしたが、採草放牧地については賃借料情報がありませんので、過去の契約は230円だという情報を提供したところ、その額でいいということでした。

議長 恐らく、固定資産税相当額ということだと思いますが、他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第24号の整理番号8番、10番、28番を除く案件については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第24号の整理番号8番、10番、28番を除く案件については適正と認めることに決定します。

(9時59分)

議長 次に、議案第25号、下限面積の設定についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第25号。下限面積の設定にて。下限面積の設定について審議を求める。平成24年5月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下参事 別冊資料の10ページをご覧ください。これにつきましては、4月25日に農地専門委員会を開催し、協議したものです。その中で多数の意見がありましたが、農地法での許可面積というのは趣味的なものではなく職業的なものに位置付けるということですので。現行で労働集約型の農業を行う場

合については50a未満でも許可するという事。自家消費、趣味程度で耕作する場合には市民農園的な考え方もあるということですが、これについては他の機関との協議も必要になると思いますが、現在、このような要望が少ないということ等を踏まえて総合的に判断し、現行の50aは変更しないということで総会へ上程しております。資料に下限面積の設定について(案)ということですが、平成21年の農地法改正により、農業委員会が下限面積を設定することができるようになりました。方針が、現行の下限面積50aの変更は行わない。理由としては、農地法施行規則第20条第1項の適用ということで、2010農林業センサスで、管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が全農家の約26パーセントであるためとなっております。次のページから参考資料を載せております。始めに、他市町村の下限面積の状況です。昨年7月から現在までに下限面積を変更したのは藤里町で、現在は10aとなっております。変更理由としては、新規就農者の受入促進、農地の有効利用、耕作放棄地発生未然防止を図るとなっております。県内全体では6市町村が下限面積を下げており、19市町村は現行の50aとなっております。次に、センサスの数値についてです。市全体の経営面積50a未満の農家は26パーセント。旧市町村地区単位で見ますと、田沢地区が49.5パーセント。仮に10aに下げた場合は34パーセントとなります。桧木内地区が44.73パーセント。仮に40aに設定した場合は39パーセントとなります。市全体の遊休農地の割合は2.58パーセントとなっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第25号については現行の50aを変更しない

ことにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第25号、下限面積については50aに設定することに決定します。 (10時05分)

議長 次に、議案第26号、農業委員会の適正な事務実施についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第26号。農業委員会の適正な事務実施について。「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成23年度農業委員会の点検、評価(案)及び平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別紙のとおり策定したので承認を求める。平成24年5月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下参事 これにつきましては、2月末に取りまとめたものを3月の総会でご審議いただき市のホームページで3月9日から4月9日までの1ヶ月間、意見募集をしております。結果、意見が無かったということでこのとおり策定することになりますが、意見募集期間に数値が変わった部分がありますので、それを修正したものを上程し、ご審議いただくものです。変更部分ですが、農地法第3条に基づく許可事務の処理件数が前回の数値に10件プラスして76件。うち、許可が76件です。次に、転用関係の処理件数が前回の数値にプラス2件で21件です。次に訂正ですが、賃借料情報のデータ数882となっておりますが、994に訂正をお願いします。次に、促進事務に関する評価の認定農業者数の数値が変更になります。1経営体減で平成23年の実績がマイナス46経営となります。以上が修正した部分です。これを受けまして、平成24年度の活動計画で変更になる部分が、促進事務の認定農業者数の現状が339から338になっております。目

標数を350としておりますので平成24年度の目標が11経営体から12経営体に変更になります。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第26号については承認することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第26号については承認することに決定します。 (10時10分)

議長 予定されていた議案は終了しました。各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。共済組合からの報告はありますか。

4番三浦 ありません。

議長 農協からの報告はありますか。

10番藤川 今年は暖かすぎる日が続き、各地で苗を焼いてしまって困っている方がいるようですので、余った苗は捨てずにそのような方々に回していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議長 次に、議会からの報告はありますか。

11番黒沢 5月2日に臨時議会がありまして、主な案件は各常任委員会の構成が新しくなったということです。それと、4月4日の低気圧で15件ほどのハウスの倒壊があり、補正予算でそれに対する補助金が仙北市で258万円で通りました。以上です。

議長 次に、土地改良区からの報告はありますか。

17番石郷岡 ありません。

議長 推薦委員からの報告が終わりました。

12番 青柳 議長。

議長 どうぞ。

12番 青柳 春になり、山菜シーズンに入りましたが、農協さんから山菜の販売については自粛するようにと通知がありました。コゴミについては解除されたということでしたが、その他について今後の情勢等分かる範囲で教えていただきたいと思います。

10番 藤川 分かる範囲でお答えします。放射能の問題につきましては、原木椎茸が非常に厳しい状況にあり、現在も売れない状況です。山菜につきましては、露地物については大手スーパーでは購入されておられません。ハウス物についてはいくらか出回っているようですが、農協としましてもおぼこのブランドというかせっかくできた物を風評被害で駄目にしたくないということで控えさせていただいているという状況です。県で放射能について調べているところでして、はっきりとした数値が出るまでは我慢していただくこととなります。以上です。

22番 山本 議長。

議長 どうぞ。

22番 山本 山菜の検査について、1経営体あたり6,800円のお金が掛かるということでした。これも生産者の負担だということですが、これでは農家の負担が大きすぎると思います。一般の野菜につきましても残留農薬の件でハウスを移動しなければならない。これでは農家の経営が成り立たないと思います。農協自体が検査体制を整えて放射能等の検査をしていただきたいと思います。

17番 石郷岡 ちょっといいですか。

議長 どうぞ。

17番石郷岡 放射能検査についてですが、例えば簡易検査の結果検出されませんでしたという例が多数あります。ただ、消費者については県がきっちりと検査をし、大丈夫だというハンコを押した物でなければ買わないという状況になっております。農協で検査をし、組合長のハンコを押した物でも消費者にしてみれば不安だという状況です。ですので、県の方で安全だという結果が出た物に対しては農協からも安全だということを消費者の方々へ知らせているという形を取っていますのでその辺はご理解いただきたいと思えます。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

竹下参事 平成24年度県選出国會議員に対する要請事項についてです。タイトルが農産物の放射性物質検査機器の設置経費負担について。要請内容が、野菜ほか農産食品の放射性物質検査体制整備の万全なる施策を国の政策として実施されるよう強く要請する。福島第一原発の事故を受け、消費者の食品に対する安全、安心の確保が過敏に求められており、科学的根拠をもって証明する検査結果が必要であること、時間と多額の経費がかかるので、農業生産者も生産に向かつての不安と経費負担の重圧を心配し、生産意欲をなくしています。放射性物質検査機器の設置場所を細分化し、検査がスピーディーに正常値算出に機能すると共に、経緯負担を国費でまかなう体制の整備を長期の視点にたって整えられるよう強く要請しますということです。根拠となるデータは手元にありませんが、県で実施する計画が60品目です。仙北市に関しては水稲、ハウレンソウ、ワラビ、野生のマガリタケ、野生のミズ、原木椎茸、エリンギ、野生キノコ、水産物では松木内

川の鮎となっております。それと農協の計画ですが、管内で27カ所です。田沢湖のナスとサヤインゲン。西木町の春菊の3品目です。仙北市の農林水産物放射性物質検査の実施についてということで事務局は総合産業研究所になります。調査概要としては、昨年3月11日の原発事故で放射性物質による汚染が深刻化しています。4月から基準が新しくなり、これに対応するための検査を実施するということです。これはあくまでもサンプルで調査するだけで、安全だと判断するものではありません。調査機関は4月から11月までで、穀類、園芸、林産、水産20カ所の46品目を予備費で対応し、検査料が1品目につき6,300円です。サンプルについては生産者からの買い取りとなっております。調査結果については、生産者に通知し基準値を超えた品目については出荷停止を要請するという事です。調査結果を市のホームページでの公開も予定しております。すでに4月に検査した分は公開しております。いずれも不検出となっております。以上です。

議長 検査についてはこのように行われているようです。検査対象外の物で検査してもらいたいという場合は総合産業研究所に依頼すれば検査していただけるのではと考えております。何か質問等ございませんか。

『無し』の声

(閉会)

議長 以上をもちまして平成24年第7回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時36分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年 6月 8日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 3 番 真 崎 純 孝

署 名 員 1 4 番 高 橋 政 敏
